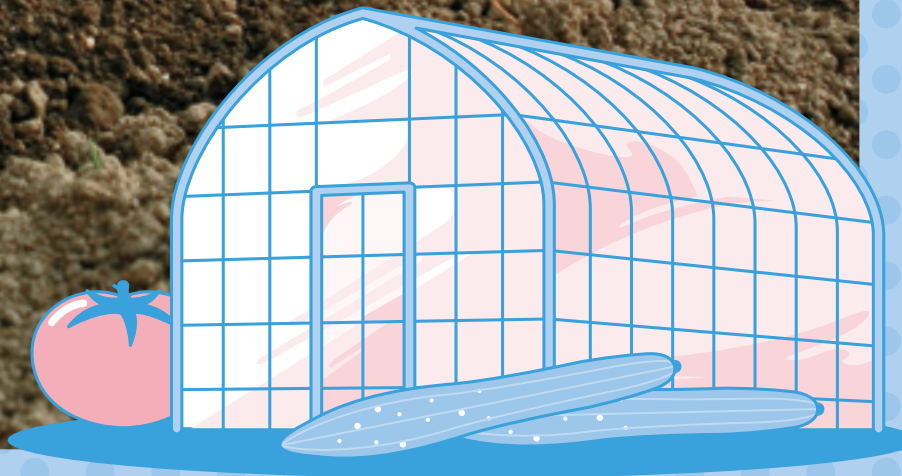


# 園芸施設共済

農林水産省／群馬県／群馬県農業共済組合

安心を  
お届けします。



## 園芸施設共済への加入をおすすめします

近年の異常気象により、台風や竜巻、大雪など今までに経験したことがないような災害が発生しております。平成26年2月の大雪では、被災農業者向け経営体育成支援事業が発動され再建費用の9割が補助されました。しかし、今後は過去に例を見ないような甚大な気象災害等が発生した場合に限られることから、園芸施設共済へのご加入をご検討ください。

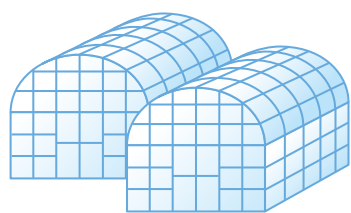
### 加入できる農家は？

農作物の栽培を目的とした園芸施設（ガラス室・鉄骨ハウス・パイプハウス・雨よけハウス・多目的ネットハウス）の設置面積が、2アール以上（ガラス室は1アール以上）の農家。

### 加入できるものは？

#### ハウス本体

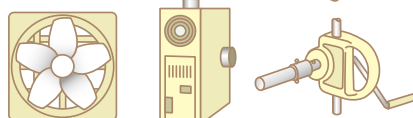
- ガラス室
- 鉄骨ハウス
- パイプハウス
- 雨よけハウス
- 多目的ネットハウス



必ず加入

#### 附帯施設

- 冷暖房施設
- 換気施設
- カーテン装置
- かん水施設
- 自動制御施設など



#### 撤去費用

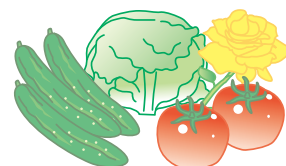
倒壊した施設の  
撤去に要した費用



オプション加入

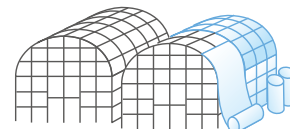
#### 施設内農作物

ハウス内で  
栽培する農作物  
(野菜・花き・鉢物など)



#### 復旧費用

ハウス本体と附帯施設の再建築  
価額に近い金額までの補償



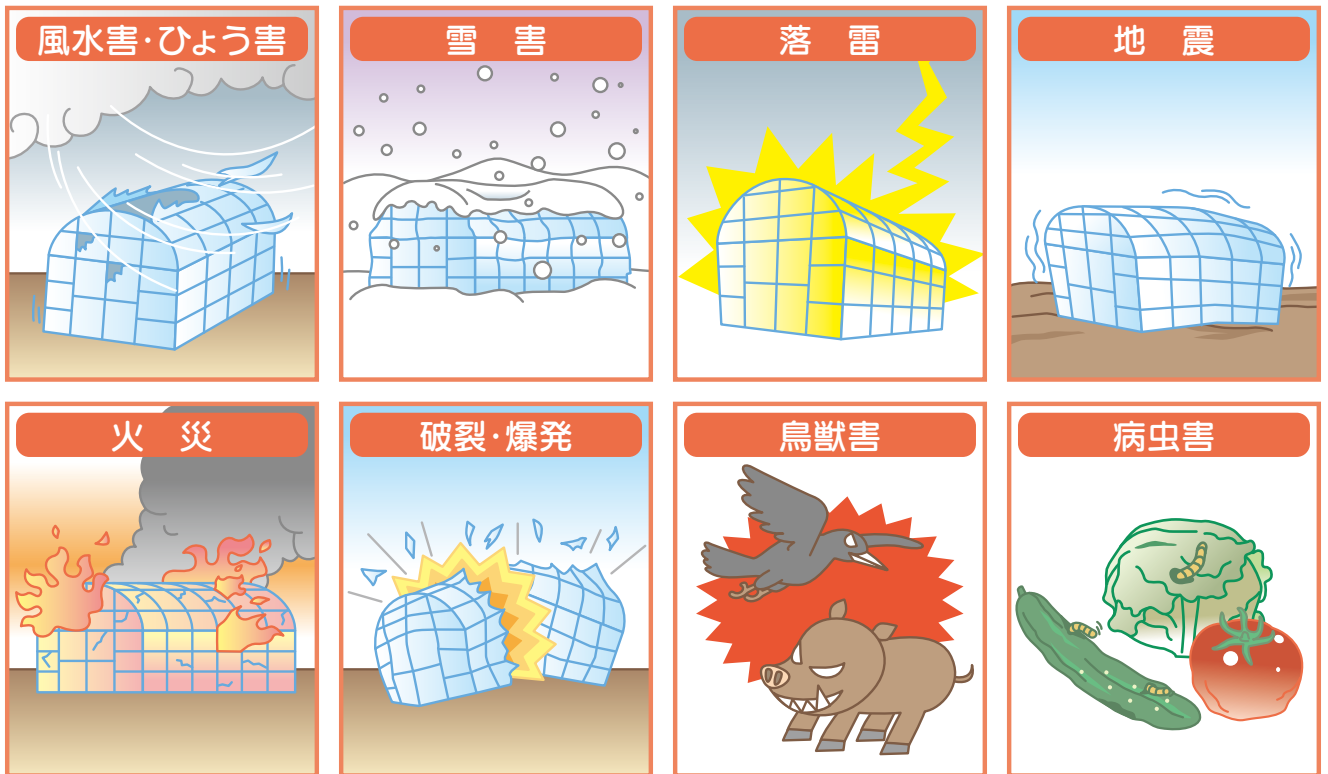
- ① 複数の棟を所有している場合は、同条件で全棟加入していただきます。
- ② 施設内農作物は、全ての共済事故が対象の「一般方式」と病虫害を補償の対象としない「事故除外方式」を選択できます。ただし、「事故除外方式」に加入する場合は、ハウスの設置面積合計が5アール以上でハウスの営農経験が3年以上なくてはなりません。
- ③ 台風接近時等は、加入できない場合があります。



## 施設内農作物で加入できるものは？

葉菜類（23種類）果菜類（18種類）花き類（82種類）です。  
育苗中のものは対象外です。

## どんな災害が対象になるの？



### 支払対象とならない事例

- ① 老朽化による消耗によって生じた損害
- ② 通常すべき管理、損害防止の義務を怠って発生した損害
- ③ 損害発生のお知らせを怠った場合や、不実のお知らせをした場合
- ④ 故意もしくは重大な過失による損害
- ⑤ 盗難やいたずらによる損害
- ⑥ 生理障害及び薬害
- ⑦ 損害額が3万円または共済価額の1割を超えない場合

## 補償期間はどのくらい？

- ① 農家負担掛金を払い込んだ後、共済規程で定めた責任開始日から**1年間**です。
- ② 周年被覆をしない場合、被覆期間に合わせて2か月～11か月までの1か月単位で加入できます。



## どのくらい補償してくれるの？

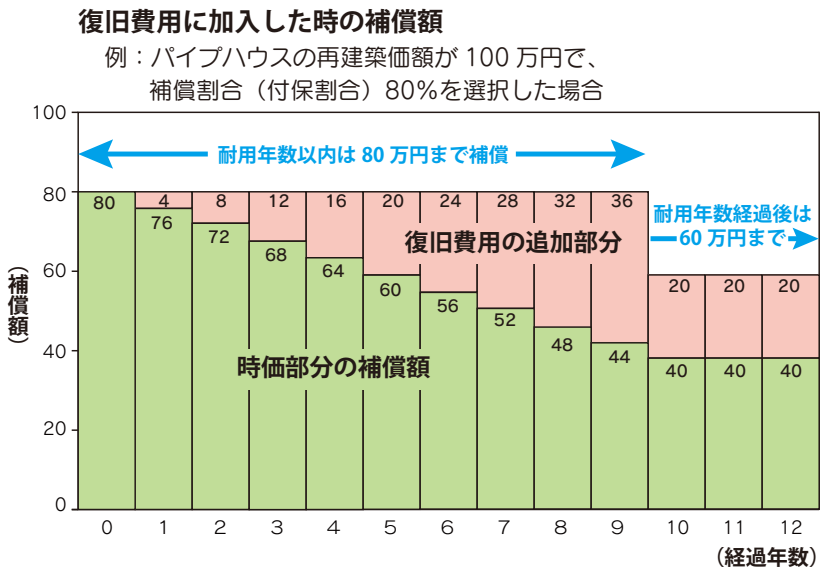
共済価額に※<sup>1</sup>付保（補償）割合を乗じて算出した額が補償額（共済金額）となります。  
 ハウス（特定園芸施設）や附帯施設については時価額が共済価額となります。  
 また、施設内農作物は、農作物の平均的な生産費が共済価額となり、ハウスの※<sup>2</sup>再建築価額を基準に葉菜類・果菜類・花き類ごとに算定します。（販売額の補償ではありません）

※<sup>1</sup> 付保（補償）割合は、共済規程で定めた最低割合50%から最高割合80%を超えない範囲内で農家が申し出た割合を適用します。  
 ※<sup>2</sup> 再建築価額は、国の基準または新築時の見積書などを基に算出します。



## 復旧費用ってなあに？

経年変化によるハウス本体の減価償却部分を補償するものです。  
 復旧費用に追加で加入することで、ハウスの再建築価額や附帯施設の再取得価額に近い金額まで補償額（共済金額）を上げることができます。  
 耐用年数（パイプハウス10年・鉄骨ハウス14年・附帯施設7年）以内の場合、再建築価額の最高80%まで補償いたします。また、耐用年数経過後は再建築価額の最高60%まで補償いたします。



- ### 復旧費用の条件等
- ① 復旧費用部分の共済金は、**ハウス本体や附帯施設を修繕または再建した場合**にお支払いいたします。また、共済金の支払いにあたっては領収書等の提出が必要となります。
  - ② 復旧費用分の掛金は、全額加入者の負担になります。
  - ③ 被覆材は、復旧費用の対象外です。
  - ④ 復旧費用の共済金は、ハウス本体や附帯施設を**修繕または再建したとき**にお支払いします。復旧費用の損害額は、修理費等復旧に要した実費（領収書等の金額）からNOSAIが計算した本体の損害額や附帯施設の損害額を差し引いた金額、または復旧費用の共済金額のどちらか低い方が上限となります。



## 撤去費用ってなあに？

一定規模の被害を受け損壊した施設の解体や廃材の撤去・処分に要する費用の一定額を補填するものです。

全てのハウスが撤去費用への加入ができます。

撤去費用の㎡当たりの単価

ガラス室	エコノミーハウス 鉄骨ハウス	パイプハウス 雨よけハウス 木造ハウス 多目的ネットハウス
1,200円	880円	290円

### 撤去費用の条件等

- ① 撤去費用の共済金は、撤去に要した金額が100万円を超えたとき、または本体の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超えたときにお支払いします。また、共済金の支払いにあたっては領収書等の提出が必要となります。
- ② 被覆材は、撤去費用の対象外です。

## 掛金はどのくらい？

$$\text{掛金等} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} \times \frac{\text{補償期間}}{12\text{か月}} \times \frac{1}{2} + \text{事務費賦課金}$$

**ポイント1** 掛金の**半分**を国が負担します。

(共済金額の8,000万円まで)

※ただし、復旧費用は国の負担がありません。

**ポイント2** 掛金は税金の控除対象となります。



※6ページの「加入の目安」を参照してください。

## 被害が発生したら！

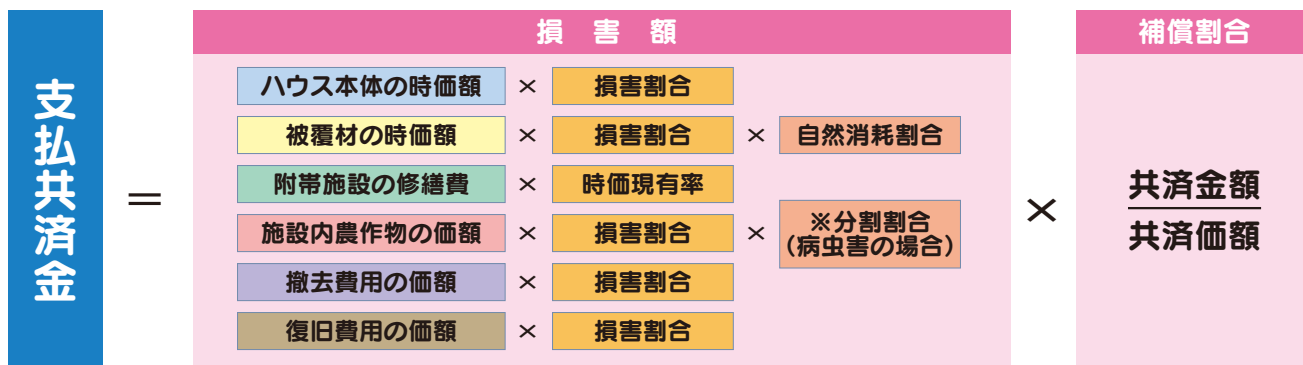
**ただちにお近くのNOSAIへご連絡ください！**



NOSAIでは被害の連絡を受けたハウスを現地にて評価させていただきます。被害の**連絡がない場合**や**遅れたり**すると**共済金が支払われない場合**がありますのでご注意ください。また、施設を増改築、譲渡、解体などしたときにもご連絡をお願いします。

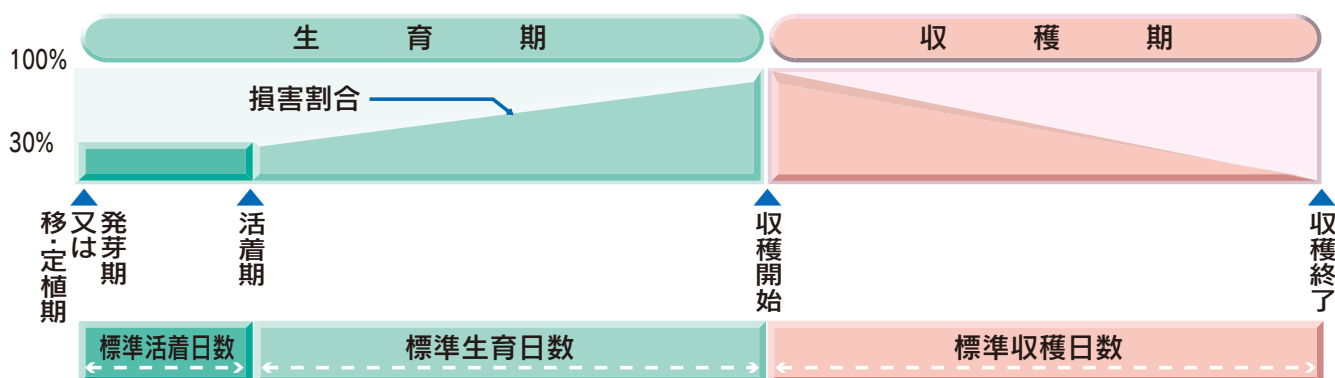


## 共済金の計算方法は？



### ※分割割合とは

病虫害の被害が発生した時に適用される割合で、作物ごと、病虫害ごとに60%~100%の範囲で設定されています。例えば、トマトの黄化葉巻病の場合、60%に設定されており、60%部分は補償から除外され、40%部分を補償します。



施設内農作物の損害割合は、共済事故が発生した時点における生育ステージ、および損害程度割合に応じて算定します。

## 損害防止事業

被害の未然防止と発生した損害の拡大を防ぐため、加入者に対して損害防止用品等を配付しています。

## 無事戻金

前3か年加入しており、当年度組合員資格を有している者のうち、過去3年間共済金の支払いを受けていないか、被害が僅少で共済金の支払いが少ない組合員に共済掛金の一部をお返ししています。

ただし、総代会の議決や収支状況によっては、お返しできない場合があります。

## その他

### フィルム張替機「コロ助セット」無料貸出し

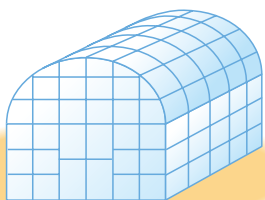
ハウス屋根のフィルム張替機「コロ助セット」を加入者に無料で貸出しします。



## 加入の目安（100㎡当りの補償額と掛金）

ガラス室	ハウス本体	施設内農作物	撤去費用	
補償額(円)	1,490,000	130,000	96,000	
掛金等(円)	1,967	807	64	
パイプハウス	ハウス本体	施設内農作物	撤去費用	
補償額(円)	174,000	95,000	23,000	
掛金等(円)	2,947	1,262	150	
エコミーハウス	ハウス本体	施設内農作物	撤去費用	
補償額(円)	504,000	125,000	70,000	
掛金等(円)	3,080	1,538	302	
鉄骨ハウス（軟）	ハウス本体	施設内農作物	撤去費用	
補償額(円)	661,000	125,000	70,000	
掛金等(円)	2,605	1,307	138	
鉄骨ハウス（硬）	ハウス本体	施設内農作物	撤去費用	
補償額(円)	813,000	124,000	70,000	
掛金等(円)	2,944	1,156	137	
合成樹脂板ハウス	ハウス本体	施設内農作物	撤去費用	
補償額(円)	1,138,000	127,000	70,000	
掛金等(円)	3,892	748	111	
雨よけパイプハウス	ハウス本体	施設内農作物	撤去費用	
補償額(円)	146,000	88,000	23,000	
掛金等(円)	4,772	1,801	138	
多目的ネットハウス	ハウス本体	施設内農作物	撤去費用	
補償額(円)	62,000	-	23,000	
掛金等(円)	751	-	126	

- 試算条件
- ① ハウス本体及び被覆材は新品で算出しています。
  - ② 被覆材及び押さえ材により補償額等は変わります。
  - ③ 補償額は、補償割合（付保割合）80%で算出しております。
  - ④ 施設内農作物の補償額は、一般方式の果菜類（トマト・きゅうり等）で算出しています。
  - ⑤ 掛金等は、農家負担掛金と賦課金の合計額です。

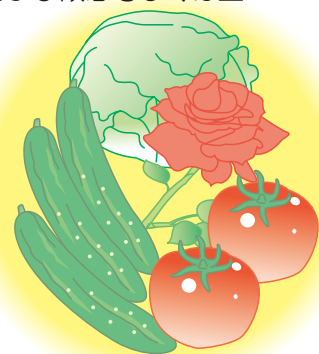


# NOSAIは農家のために!!

## 園芸施設共済へのご加入にあたって

この説明書は、園芸施設共済へのご加入にあたり加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- NOSAIで実施している農業共済事業は、農家（以下「加入者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補填して農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、群馬県農業共済組合（以下「組合」といいます。）および国で行っています。組合と国は保険関係を結ぶことにより2段階での危険分散をはかっています。
- 掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け支払い共済金の額が一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。  
※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- 大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生の通知を怠ったときおよび故意もしくは重大な過失によって事実と反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- NOSAIが保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、組合が引受の判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の共済事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。



### お問い合わせ

本所・支所名	住 所	電話・FAX番号	対象エリア
本所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12 農業共済会館2階	電話 027-251-5631 FAX 027-253-7767	県下全域
中部グループ			
前橋支所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12 農業共済会館1階	電話 027-254-2070 FAX 027-254-2077	前橋市
伊勢崎支所	〒379-2231 伊勢崎市東町2668-1(伊勢崎市あずま支所 2階)	電話 0270-62-9915 FAX 0270-20-2241	伊勢崎市、佐波郡
西部グループ			
高崎支所	〒370-0084 高崎市菊地町563	電話 027-344-2181 FAX 027-344-2184	高崎市(高崎市吉井町除)、安中市
藤岡支所	〒375-0014 藤岡市下栗須124-6	電話 0274-24-3730 FAX 0274-24-2426	藤岡市、多野郡、高崎市吉井町
富岡支所	〒370-2316 富岡市富岡2486-7	電話 0274-62-2450 FAX 0274-63-3541	富岡市、甘楽郡
北部グループ			
渋川支所	〒377-0203 渋川市吹屋384 (渋川市子持行政センター2階)	電話 0279-26-2600 FAX 0279-26-2601	渋川市、北群馬郡
中之条支所	〒377-0423 吾妻郡中之条町大字伊勢町1003-10	電話 0279-75-2005 FAX 0279-75-2559	吾妻郡
沼田支所	〒378-0044 沼田市下之町904-5	電話 0278-23-5110 FAX 0278-23-0169	沼田市、利根郡
東部グループ			
太田支所	〒370-0341 太田市新田金井町29(太田市新田庁舎 1階)	電話 0276-20-9199 FAX 0276-57-4485	太田市
みどり支所	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美1912-1	電話 0277-76-9181 FAX 0277-76-9185	桐生市、みどり市
館林支所	〒374-0029 館林市仲町14-1	電話 0276-75-3311 FAX 0276-75-3318	館林市、邑楽郡

(2017年)